

## 第 2 章 排出状況と課題(検討用資料)

### 1. 排出状況

#### (1) 総排出量(グラフ 1)

第 3 次基本計画期間全体(平成 29 年度～令和 7 年度)として排出量は、人口の減少を上回る減少をしている。とくに、資源の減少が大きくなっています。

また、令和 2～3 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響か、排出量が多くなっており、破碎ごみや埋立ごみが増加しています。

|         | R3/H29 | R7/H29 |
|---------|--------|--------|
| 人口増減率   | -3.3%  | -7.2%  |
| 総排出量増減率 | 1.3%   | -13.9% |
| 可燃増減率   | -22.0% | -40.9% |
| 資源増減率   | 2.5%   | -12.9% |

#### (2) 資源推移(グラフ 2)

第 3 次基本計画期間で年々減少傾向にあり、集団資源回収について、コロナ禍以降の減少が大きくなっている。感染拡大防止の観点から、実施を自粛したことが大きいと考えるが、コロナ禍後も減少傾向にあることから、少子化等の影響によることも考えられます。

参考として、資源の種類ごとの減少量を比較すると、以下のとおりです。

|           | R3/H29 | R7/H29 |
|-----------|--------|--------|
| 人口増減率     | -3.3%  | -7.2%  |
| 資源全体増減率   | -22.0% | -40.9% |
| 集団資源回収増減率 | -47.2% | -54.6% |

#### ○主な減少理由(H29→R7)

|               |          |
|---------------|----------|
| 集団資源回収        | -1,188 t |
| 古紙・古着         | -421 t   |
| 金属            | -179 t   |
| ガラスびん         | -95 t    |
| (参考)ペット発砲類収集量 | -30 t    |

資源回収の減少量が大きい理由として考えられることは、

- ①紙製包装容器は拡大しているものの、新聞紙や雑誌等、紙媒体自体が減少傾向にあります。
- ②飲料物について、びんや缶から、ペットボトルに置き換わっており排出量が減少しています。
- ③ペットボトルやトレイ類の排出量が減少していると考えられないことから、民間の自主回収のルートでの収集が増加し、市の収集量は減少していると思われます。

### (3) 燃やすごみ(可燃ごみ)の推移(グラフ 3)

第 3 次基本計画期間全体と比較すると減少しています。とくに市収集分を含む「家庭系」は、人口減少率を上回り減少しています。

一方、事業系は、一般廃棄物許可業者は減少しているものの、併せ産廃を含む事業者の持ち込みは減っていない状況が続いています。

|        | R3/H29 | R7/H29 |
|--------|--------|--------|
| 人口増減率  | -3.3%  | -7.2%  |
| 家庭系増減率 | 2.2%   | -13.6% |
| 事業系増減率 | 5.0%   | 2.2%   |

## 2. ごみ処理の課題

### (1) 排出抑制・再資源化

令和 7 年度から、センターへ持ち込むごみ処理手数料を改定しましたが、現時点において、事業系のごみ減少に至っているとまでは言えないことから、次回の市全体での手数料の改定時期に、現在の「ごみ処理費用の 3 分の 2」の負担割合も含め見直す必要があります。

また、毎年組成分析によると、「紙・布類」と「プラスチック類」の割合が高くなっています。「プラスチック類」は、国の再資源化の方針や広域ごみ焼却施設の「循環型社会形成推進交付金」の交付要件になっていることから、資源としての収集に早期に取り組む必要があります。

#### ○可燃ごみ（家庭系及び事業系）の組成

|                 | 紙・布類  | 厨芥類   | プラスチック類 | 木質類  | 不燃物類<br>他 |
|-----------------|-------|-------|---------|------|-----------|
| 三の倉センターで毎年行う組成分 | 43.1% | 13.8% | 33.7%   | 6.5% | 2.4%      |
| (令和 7 年度の平均値)   |       |       |         |      |           |

## 2. 収集・運搬

排出困難者対策として、令和 3 年 4 月から高齢者世帯等を対象として、粗大ごみの戸別収集を開始しました。

高齢者世帯に限らず、「燃やすごみ」の排出が困難な方への支援の取り組みが始まった地域がありますが、今後対象世帯が増加していくことが考えられ、市としても必要な世帯への支援(個別収集)に組み、重層的な収集体制を構築する必要があります。

## 3. 中間処理

三の倉センターの長寿命化(稼働期間の延命化)と焼却時の高効率化による二酸化炭素排出量削減を目的に平成 23 年度から 4 年間、平成 29 年～令和元年(前期)、令和 3 年～5 年(後期)に改良工事を行い、令和 1 4 年度まで稼働するために必要な長寿命化工事は終了しています。現在、東濃西部 3 市(多治見市、瑞浪市、土岐市)での広域ごみ焼却施設の整備の協議が進められています。稼働開始までの期間、三の倉センターにおいて安定的に焼却できるよう、長寿命化工事等、調整する必要があります。

また、堆肥化センターは、学校給食や多治見市民病院、岐阜県立多治見病院、モデル地区の調理残渣や残飯等の再資源化(リサイクル)を行い、引き続き生ごみの再資源化(リサイクル)を促進していきます。

## 4. 最終処分

大畑センターは、平成 15 年 4 月に現焼却場が本格稼働してからは、焼却熔融可能なものが増えたため、工作物の除去に伴うコンクリート破片、廃陶磁器等に限り受け入れています。また、管理型処分場では、三の倉センターから排出される飛灰を埋立処分しています。

広域ごみ焼却場での焼却後に発生する「焼却灰」は、各市で処理することで協議が進められています。大畑センターの管理型処分場は、いずれは満杯になることから、民間も含めた処分場の処理や処分について検討する必要があります。

笠原クリーンセンターは、安定型処分場と管理型処分場を併設していますが、平成 21 年 3 月の焼却停止に伴い、安定型 5 品目の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類のみの埋立てとし、平成 28 年 4 月からは一般の受け入れを休止しています。今後は、災害時の貴重な処分場として、適切に管理していく必要があります。

## 5. 情報共有と具体的な行動

本計画の基本方針に基づき、ごみの発生抑制から処分までの一貫した処理体系を築き、適正処理を推進していくうえで、市民と事業者と市がそれぞれの立場で行動することが必要になりま

す。市には、次のような行動が求められています。

- ①積極的な情報の提供と交流の場の設定
- ②市民、事業者の自主的な行動に対する支援
- ③一事業者としての側面を持つ行政の自律的改善

また、市が事業を進めていくうえで、自主的な取り組みの積み重ねを支援し、ごみの減量やリサイクルに努力した者が報われる制度等を構築していく必要があります。

#### 【参考】 具体的行動の基本原則

ごみ減量、再資源化（リサイクル）の優先順位（4R: Refuse、Reduce、Reuse、Recycle の推進）

- ①廃棄物をできるかぎり出さない。(Refuse、Reduce)
- ②同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- ③物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)
- ④エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)
- ⑤やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。